


報告第9号

健全化判断比率等の報告について

健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月3日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

1 健全化判断比率について

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.6	20.9
(12.90)	(17.90)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載した。

2 資金不足比率について

(単位 %)

会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	— (20.0)	
下水道事業会計	— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がないため、「—」を記載した。
- 2 当該会計の経営健全化基準を括弧内に記載した。